

令和 6 年 1 2 月 2 日以降の健康保険証の取扱いについて

1 趣旨

令和 6 年 1 2 月 2 日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行しました。

このことを踏まえ、府中市国民健康保険における取扱いについて報告するものです。

2 内容

(1) 1 2 月 1 日までに発行された国民健康保険被保険者証の取扱い
有効期限まで使用可能

(2) 国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせの比較

	国民健康保険被保険者証	資 格 確 認 書	資格情報のお知らせ
発行可能時期	令和 6 年 1 2 月 1 日まで	令和 6 年 1 2 月 2 日以降	令和 6 年 1 2 月 2 日以降
交付対象者	・国民健康保険被保険者	・国民健康保険被保険者 ・マイナンバーカード未保有者、もしくはマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない者	・国民健康保険被保険者 ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っている者
有効期限（70 歳未満）	2 年	2 年	有 効 期 限 な し
有効期限（70 歳以上）	2 年	1 年	1 年
一斉更新分の送付月	9 月	7 月	7 月（70 歳以上）

(3) その他

① 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証

現行どおり申請に基づき交付

② 高齢受給者証

ア 令和 6 年 1 2 月 2 日～令和 7 年 7 月 31 日（確定）

資格確認書には負担割合を記載しないで、従来どおり高齢受給者証を交付

イ 令和 7 年 8 月 1 日以降（予定）

資格確認書に負担割合を記載し、高齢受給者証を廃止